

成績評価・進級認定・卒業認定に関する規程

【学習成績の評価】

第1条 学習成績の評価は、その年度の試験の成績及び平素の成績並びに出席状況等を総合して決める。ただし、実技的要素の多い科目については、その科目の実情に応じて評価する。

【定期試験】

第2条 定期試験は、学校の年間計画に従い、前期・後期、年2回実施する。

【評価の表示】

第3条 定期試験の成績は100点法で評価する。
成績通知表には100点法で記入し、成績証明には100点法の評価を次の5段階法に換算した上双方の値を併記する。

100点法	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
5段階判定	AA	A	B	C	D

【追試験】

第4条 定期試験において、未受験者を含む前条D判定の者には追試験を課す。
(試験実施日に本校が規定する忌引・特別欠席に準ずるもので欠席をした場合、追試験料は発生しない。)
追試験は、原則として学期内に行うものとする。

【再試験】

第5条 追試験において前条D判定の者には再試験を課す。

【成績の通知】

第6条 学級担任は成績通知表を作成し、毎学期末に保護者に通知する。

【進級】

第7条 学校長は、1年次における所定の教育課程を修得し、かつ学費等の納入が完了している者に対して進級を認定する。

【卒業の認定】

第8条 学校長は、卒業判定会議時において、2年間における所定の教育課程の全てを履修・修了したと認められる者に対して、卒業を認定する。

第9条 前条に該当しない者に対して、卒業を延期する。
卒業延期となった者に対しては、教育部長の責任のもとに補講授業による再指導を行い卒業の機会を与えることが出来る。

